

改正 2012年4月1日

2015年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第98条に基づき、中京大学（以下「本学」という。）の研究生に関し必要な事項を定める。

(出願資格及び定員)

第2条 研究生の出願資格及び定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文学部においては、大学の文学部若しくはこれに相当する大学の学部を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 15人
 - (2) 国際英語学部においては、大学の国際英語学部若しくはこれに相当する大学の学部を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 15人
 - (3) 国際教養学部においては、大学を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 10人
 - (4) 心理学部においては、大学を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 10人
 - (5) 現代社会学部においては、大学を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 10人
 - (6) 法学部においては、大学の法学部若しくはこれに相当する大学の学部を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 30人
 - (7) 総合政策学部においては、大学の総合政策学部若しくはこれに相当する大学の学部を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 10人
 - (8) 経済学部においては、大学の経済学部若しくはこれに相当する大学の学部を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 10人
 - (9) 経営学部においては、大学の経営学部若しくはこれに相当する大学の学部を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 10人
 - (10) 工学部においては、大学を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 20人
 - (11) スポーツ科学部においては、大学のスポーツ科学部若しくはこれに相当する大学の学部を卒業若しくは卒業見込みの者又は学部教授会において適当と認められた者 30人
- 2 外国人留学生においては、前項の出願資格に加え、次に掲げるいずれかの条件を満たさなければならない。
- (1) 「日本語能力試験」において本学が指定するレベル（又は級）以上であること。
 - (2) 「日本留学試験」において本学が指定するスコア以上であること。
 - (3) 日本の大学を卒業していること。
- 3 外国人留学生においては、前項の条件を満たさない場合であっても、指導教員との直接の面談の下、前項の条件と同等の日本語力があると指導教員から判断を受けた者については、出願できるものとする。
- 4 外国人留学生は、現代社会学部へ出願することはできない。

(出願手続)

第3条 研究生として出願する者は、本学の指定する期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 中京大学研究生志願書
 - (2) 最終学校の卒業（見込み）証明書
 - (3) 最終学校の成績（単位修得見込み）証明書
 - (4) 中京大学研究生研究計画書
 - (5) その他学部教授会が必要と認めたもの
- 2 外国人留学生の出願を認める学部においては、前項第2号及び第3号の証明書については、それ

に代わる政府機関発行の公証書（原本）を認め、加えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 最終卒業学校の推薦書（原本）。ただし、日本在住者で日本国内に設置される日本語学校に通う者又は通っていた者は、最終卒業学校の推薦書に代えて、日本語学校の推薦書の提出を許可する。なお、本学の卒業生は、推薦書の提出は不要とする。
- (2) 第2条第2項第1号から第3号までのいずれかを証明するもの
- (3) 日本在住者にあつては、在留資格を明記する書類の写し。ただし、自国在住者にあつては、入学決定後速やかに提出しなければならない。
- (4) パスポートの写し
- (5) 身元保証書（本学指定のもの）
- (6) 履歴書（本学指定のもの）
- (7) 自国の国外留学試験合格を証明するもの（有する場合のみ）
（受入可否審議）

第4条 研究生の受入可否審議は、学部教授会が行うものとする。

（入学手続）

第5条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、学則第21条に規定する研究生入学金及び研究生研究料を納付しなければならない。

2 研究生研究料については、免除及び徴収猶予を行わない。

（入学許可）

第6条 学長は、前条の入学手続を完了した者に、研究生として入学を許可する。

（研究費）

第7条 研究生の研究に要する費用は、設備に附帯するもののほか、全て自弁とする。

（在学期間及び入学時期）

第8条 研究生の在学期間は1年度間とし、入学時期は原則として学期の始めとする。

2 在学期間が満了しても、研究のため、なお引き続き在学しようとする者は、その旨を学部長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

3 前項の場合には、第3条第1項第1号及び第4号並びに第2項第3号から第5号までの書類を提出しなければならない。

4 学長は、前項の提出書類の確認後、学部教授会の審議を経て、引き続き研究生として在学することを許可する。

（研究報告）

第9条 研究生は、当該年度の研究終了時に、その研究に関し書面をもって指導教員を経て、学部長に報告しなければならない。

（研究報告原簿）

第10条 指導教員は、各学期の終わりに、研究報告原簿を学部長に提出しなければならない。

（証明書）

第11条 研究生として在学した期間については、本人の請求により在籍証明書を発行する。

（その他）

第12条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則に定める正規の課程の学生に関する規定を準用する。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日より施行する。